

T&M通信

～税務と経営～

2020年10月号

今月の経営チェックポイント✓

- 社会保険料の標準報酬月額の変更に伴う徴収額の変更月です。
- 10月からの京都府の最低賃金は909円に変更はありません。
- 10月、11月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

納税期限スケジュール

- 労働保険料の延納（分割納付）の第2期分の納付期限は、11月2日（月）までです。
- 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付期限は11月2日（月）までです。



着眼点 「 新たな勤務体系に伴う手当 — 在宅勤務手当 」

税理士 亀元 祐希

9月も終わり 2020年も残すところあと3か月となりました。今年の夏は連日猛暑が続き、いつまでこの暑さが続くのだろうと思っていましたが、暑さ寒さも彼岸までというように朝晩はシャツ一枚では寒いと感じるようになってきました。とはいえ、日中はまだ暑い日も出てくるかと思しますので、寒暖差で風邪などひかないよう体調にお気を付けくださいませ。

さて、先日からNTTやANA、ホンダなど、固定の通勤手当を廃止し交通費を実費支給とする方針を発表する企業が増えてきています。コロナ禍においてテレワークが増えてきたことに伴い、出勤するための通勤費が必要でなくなってきたことによるものですが、同時に、自宅等で仕事をした場合にかかる光熱費や通信費の負担のために手当を支給する「在宅勤務手当」を導入するところもあるようです。

通勤手当については、事業者の皆様もご承知の通り交通機関を利用している場合は月額15万円を上限として非課税扱いとされていますが、「在宅勤務手当」については多くの場合課税対象となりそうです。この点、明確な法律・通達はありませんが、所得税法基本通達28-4において、「使用者の業務のために使用すべきものとして支給されるもので、そのために使用したことの事績の明らかなものについては、課税しない」とされています。すなわち、業務に使用した光熱費・通信費の負担額が明らかであるならば、その負担額については非課税になろうかと推測されますが、一つの住居においてプライベートと仕事での電気代を区別するというのは不可能に近いので、現実的には月額〇〇円、日額〇〇円といった支給形態になるかと思われます。

コロナ影響で業績が落ち込んでいるところで新たな手当を支給する余裕などないという見方もありますが、従来の通勤手当と在宅勤務手当のバランスを見直すことでコストダウンを図ることも可能かと思しますので事業者様のご検討の一助になれば幸いです。

●「ひとり親控除」制度の創設について

令和2年分の所得税確定申告から所得控除として「ひとり親控除」が創設されました。「ひとり親控除」は、扶養控除と別枠で35万円の所得控除を受けることができます。

「ひとり親控除」の要件は、原則としてその年の12月31日に婚姻していないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人で次の三つの要件全てに当てはまる人です。

- ①ひとり親であること（事実上婚姻関係と同様の状況にある人がいないこと）
- ②生計を一にする子がいること（子の総所得金額が48万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと）
- ③合計所得金額が500万円以下であること

従来からの寡婦控除も引き続き所得控除できます。寡婦控除は扶養している子がなくても夫と死別又は離婚後に結婚していない人であれば27万円の所得控除ができます。「ひとり親控除」と「寡婦控除」両方の控除はできません。「ひとり親控除」は年末調整時に「給与所得者の扶養控除申告書」の提出が必要です。

（文責：田中 恵子）

●祝日について

去年は天皇陛下の即位、今年オリンピックの開催が予定されていたこともあり、祝日が例年と違う日が多かったのではないかと思います。そこで、祝日について調べてみました。

1948年に施行された「国民の祝日に関する法律」で定められている「国民の祝日」を祝日といい、年間16日あります。祝日には以下の3種類があります。

【国民の祝日】国が定めた、仕事や学校をお休みする日

【振替休日】日曜や他の祝日に被った時に、代わりの休みになる日

【国民の休日】祝日ではないが休みの日（前後が祝日である平日が休みになる）

73年前までは祝日ではなく祭日とっていました。祝日も祭日も同じ事だと思っていましたが、意味合いが違うそうです。祭日とは、皇室の祭典や神社のお祭りなど宗教儀礼を行う日の事をいい、皇室祭祀令という皇室の祭祀(宮中祭祀)に関する法令があり、ここで祭日は定められていましたが、1947年に廃止され、現在では祭日ではなく祝日となっています。ただ、名前を変えて今の祝日に受け継がれているものもあり、紀元節→建国記念の日、春季皇霊祭→春分の日、昭和天皇の誕生日→昭和の日、秋季皇霊祭→秋分の日、明治節→文化の日、新嘗祭→勤労感謝の日です。

2021年は東京オリンピックが延期されたことで、2020年と同じく下記のイレギュラーが発生するようです。

- ・海の日（本来は7月第3月曜日）⇒五輪開会式前日の7月22日
- ・スポーツの日（本来は10月第2月曜日）⇒開会式当日の23日
- ・山の日（本来は8月11日）⇒閉会式の8月8日とし、翌9日が振替休日

（文責：井上 知己）